

鳥取県発地域主権型社会の提案（概要）

平成22年3月

国・県・市町村がそれぞれの役割を明確に分担しながら連携し、最高の行政サービスに到達する、「3段ロケット」のような行政スタイルを実現

- 一 住民と地域のための地域主権改革（従来のタブーを打破し、連携＝ハイブリッドサービスへ）
- 二 地方と国とを通じて効率的行政サービスを確立するための地域主権改革
- 三 地域の自由と自立とを保障するための地域主権改革

【第1章】地域主権型社会のイメージ

- 地域住民の選択と集中のもと、地域のことは地域が決定。
- 県・市町村は行政サービスの責任者として連携して行政を推進。国は、地方自治の保証人。
- 地域自治組織やNPOへの委託によって、新たな公共が行政サービスを提供。
- どこでも標準的な行政サービスを確保できる
新たな連携の仕組みの構築や地方税財政制度の財源保障機能を強化。

【第2章】各行政主体の役割と責任分担

(1) 各行政主体の役割を考えるに当たっての基本的視点

- 従来の「三段重ね（菱もち）」型の行政から、効率的でパフォーマンスの高い「3段ロケット」型の行政スタイルへ。
- 各行政主体の役割は、「重層・重複型」から「分担・連携型」へ。
- 国の役割は、国でなければできない仕事に限定。地方でできる仕事は、地方で実施。
- 地域主権確立のためには、住民の責任と選択による自治運営が基本。
- 市町村で対応できないものは県で、県で対応できないものは国でという「補完性の原理」に基づき、住民に身近な行政は住民に近い市町村で実施。

(2) 大胆な事務の地方移管と地域主権型行政体制の確立

〈大胆な事務の地方移管〉

- 国の役割は、国でなければできない仕事に限定。地方でできる仕事は、地方で実施。
- 国の出先機関の事務は、その大部分が地方で実施が可能。
- 国の出先機関の事務移管に伴い必要となる「人」と「財源」は、国が確実に措置。
- 地方の自由度が高くなるよう、義務付け・枠付けを見直し。

〈地域主権型行政体制の確立〉

- 増大する地方の事務に対応した地方行政体制の再構築が必要。
- 県と市町村との事務分担は、3大原則により仕分け。その基本は「補完性の原理」。
- 市町村は、主に、住民に身近な「人に近い行政」を実施。
- 県は、主に、「基盤づくり」、「産業」、「広域行政等」、「福祉（高度な専門性を有する分野）」等を実施。
- 現在市町村が担っている医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度）は、国において一本化し、国が財政の最終責任を負う。

(3) 個別分野に係る役割分担の検討

- 国の責任の下、全ての医療保険制度を全国レベルで一元化し、国民皆保険を堅持。
- 介護保険は、県が介護保険の保険者となり、県下全域で保険料が安定化するよう制度化。
- 小・中学校教育は、市町村が教職員の給与を負担（教職員の人事は県）。
教育委員会を廃止し、首長部局が教育部門を所管。その際、附属機関が首長部局をサポート、監視・評価。

【第3章】自治体間パートナーシップ等による執行体制

- 地域住民に最も身近な市町村の執行体制の強化
- 多様な執行形態（市町村間又は県と市町村間の事務共同化等）の導入
- 県と市町村・市町村間の中間的な自治体として、法人格を有し、簡素で効率的な協議会「県・市町村事務執行連合」（仮称）の創設
- 新たな公共サービスの主体としてのNPOや地域自治組織との連携

【第4章】地域主権を確立するための税財政制度

(1) 地域主権型税財政制度への移行

- 「地域のことは地域が決める」という自己判断と自己責任を基本とした地域主権型社会の実現に向けては、地域固有の権利として、全国どこでも標準的な行政サービスを保障する地方税財政制度が整備されることが大前提。
- そのため、今後、国から地方への権限移譲、社会福祉サービスの需要増加など、増大する地方の財政需要を支えるため、地方税、地方交付税、一括交付金なども含め、段階的に地方財政制度を充実強化していくことが必要不可欠
- 国・地方を通じて債務残高が累増するなど非常に厳しい財政状況にある中、地方税財政制度の充実強化の実現には、国民負担と公共サービスのあり方等に関する議論を踏まえた上で、税制の抜本改革、財政調整機能の強化など財源確保策の検討が根源的な課題

(2) 地方税体系の再構築

- 地域主権にふさわしい地方税財源確立に向けた地方税体系の抜本改革を実施
- 今後増大する社会保障等に対する地方の行政需要を賄うため、消費課税における地方消費税の割合を大幅に高めること
- 今後ますます必要となる環境対策への地方の役割を踏まえ、地方環境税を創設

(3) 地方共有税など財政調整機能の強化

- 国から地方への財源の移譲は、地方税への税源移譲と財政調整機能の強化をセットで実施
- 地方財源の健全な確保のためには、国民議論を踏まえた税制の抜本改革が必要
- 財政調整は、都市と地方の民間資本による社会的インフラ整備の寄与度の格差、経済的な不効率や環境への影響などを低減し国土の均衡ある発展の観点からも必要。

(4) 地域主権交付金（一括交付金）

- 一括交付金は、「地域主権交付金」とし、最終的には地方の一般財源に移行。
- 交付金化に際しスリム化等を理由とした削減を行うことなく、また、制度化後も経済変化により所要額との乖離が生じる場合は、国において予算措置を講じるなど総額を確保。
- 一括交付金の配分は、団体ごとの事業量に応じた配分と、事業に必要な費用に地域で差があることを反映した配分が可能となる仕組みを合わせ持ったものをルール化。

鳥取県発地域主権型社会における国・県・市町村の役割分担【主なもの】

3段階ケック型で、国、県、市町村の役割を明確に分担し、連携する姿を表したものの

市町村

主に、住民に身近な「人に近い行政」を実施

【福祉分野】

- 生活保護（現金給付などに係る財源は国が保障）
（★市部に加え、町村部も）
- 障がい福祉 ○児童福祉 ○母子保健
- 健康診断・保健指導
- 介護保険（サービス給付）
- 国民健康保険（窓口業務・保険料徴収事務）
（★保険全体は国に一本化へ）
- 後期高齢者医療（窓口業務・保険料徴収事務）
（★保険全体は国に一本化へ）

【まちづくり・生活分野】

- 消防
- 一般廃棄物・資源リサイクル
- 消費者行政
- まちづくり（まちづくりに関連する経済産業振興、観光振興、文化振興、環境保全等を含む。）
- 公営住宅の建設・管理、住宅政策
（★市町村に特化）

【義務教育】

- 小・中学校教育（教育の実施、★給与負担）
- ### 【市町村で完結する分野等】
- 地域交通（市町村で完結するもの）
 - 道路の整備・維持管理（ " ）
 - 準用河川の管理

県と市町村との「中間的な自治体」など

県

主に、「基盤づくり」「産業」「広域行政等」「福祉（高度専門分野）」を実施

【基盤づくり】

- 道路（他県にわたるもの・複数市町村にまたがるもの）の部分拡幅、改良、維持管理等
- ★国が行う道路整備の受託
- 1級河川・2級河川の管理
（★1級河川の管理は県で）
- 森林（★国有林、民有林）の保全 ○治山
- 小・中学校教育（教職員の人事（任免））
- 高校教育 ○生涯学習

【産業】（★県に特化）

- 経済産業振興、観光振興、文化振興
- 農業振興、林業振興、農地、水産振興

保険料設定

【広域行政等】

- 防災 ○人権 ○環境保全
- 介護保険（★財政）

★地方から国へ

・医療保険全体を国に一本化

- 医療政策（国、県、市町村は、地域医療から高度医療までを提供）

- 地域交通（複数市町村にまたがるもの）

- 産業廃棄物 ○食品行政
- 雇用就業支援（★県に一元化）
- 職業訓練（★県に一元化）
- 男女共同参画

【福祉（高度専門分野）】

- ★福祉（障がい福祉・児童福祉に係る高度な専門性を要する分野）

国

主に、国専管事項、全国統一基準設定、現金給付等を実施

- 各種制度のフレーム構築
- 全国的な幹線道路網を形成し、複数県の都市をつなぐ高規格幹線道路や地域高規格道路の整備及び維持管理
- 大規模災害時の道路・河川管理に対する支援

- 現在、次の出先機関で行っている事務
入国管理局、公安調査局、税関、漁業調整事務所、地方航空局など

★国（出先機関）から地方へ

- ・労働基準監督署、公共職業安定所などの業務
- ・薬事監視、食品安全、JAS法、食品安全確保、登記、人権相談、自動車登録などの業務

★印：現行の役割分担とは異なる役割分担となるもの

※（国、）県、市町村の間において事務の共同化（税の徴収、道路維持等）を検討。